

平成十五年七月十五日提出  
質問第一二一九号

栄典制度とそれを利用しての政治活動・選挙運動に関する質問主意書

提出者 首藤 信彦

## 栄典制度とそれを利用しての政治活動・選挙運動に関する質問主意書

栄典制度と政治活動・選挙運動との関係に関して、次の点について政府の見解を問う。

- 一 栄典制度と政治活動・選挙運動が密接に結びつくことに関して、政府としての見解いかん。例えば、街頭宣伝活動、国政等報告会、選挙ポスター、経歴放送等の政治活動・選挙運動において、各種議員、各種地方自治体首長等の公職をめざす候補者が叙勲を受けた者であることを積極的に広報利用することは、叙勲の性格からして問題はないか。また、政府は、「勲章は、国等が行う式典の他、長寿祝賀会や結婚式など社会的な儀式に着用することができる」としているが、叙勲を受けた者が自らのために開催する国政等報告会、政治資金パーティー、個人演説会などにおいて、勲章又は略綬を着用することについて、政府はどのように考えるか。

- 二 栄典の授与は、憲法上、天皇の国事行為として行われるものとされており、叙勲は、天皇陛下の御名において行われている。その叙勲を口実として政治資金規正法に基づく政治資金パーティー（例えば、「○君の叙勲を祝う会」と銘打った政治資金パーティー）を開催し、政治資金を集めることは、いわゆる「天皇の政治利用」として許されないと考えるが、政府の見解いかん。

右質問する。